

○文部科学省告示第十一号

夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第七条において準用する学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第八条第一項の規定に基づき、夜間学校給食実施基準（平成二十一年文部科学省告示第六十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年一月三十日

文部科学大臣 下村 博文

別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

生徒一人一回当たりの夜間学校給食摂取基準

区 分	基 準 値
エネルギー (kcal)	820
たんぱく質 (g)	30
範 囲※	25～40
脂 質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の 25%～30%
ナトリウム（食塩相当量）(g)	3未満
カルシウム (mg)	380
鉄 (mg)	4
ビタミンA (μgRE)	300
ビタミンB ₁ (mg)	0.5
ビタミンB ₂ (mg)	0.6
ビタミンC (mg)	35
食物繊維 (g)	6.5

(注) 1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについてもそれぞれ示した摂取について配慮すること。

マグネシウム・・・160mg

亜 鉛・・・ 4mg

2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

※ 範 囲・・・示した値の内に納めることが望ましい範囲